

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年5月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500784号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600022号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、C社D所(現在は、E社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和23年頃から昭和24年頃まで
② 昭和29年6月30日から昭和36年11月1日のうちの約3年間

A事業所に勤務した請求期間①及びC社D所に勤務した請求期間②について、厚生年金保険の加入記録がない。A事業所には、F職員として、また、C社D所には、所内の供給所(G店)で食品販売員として勤務していたことは確かなので、請求期間①及び②について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出のあったB事業所が保有していた請求者に係る履歴書及び同本部の総務担当者の陳述により、請求者がF職員としてA事業所に所属していたことがうかがえる。

しかしながら、B事業所は、現在、請求者に係る請求期間①当時の資料はない旨回答しており、請求者の請求期間①における勤務実態について確認することができない。

また、事業所名簿によりA事業所については、請求期間①の期間中となる昭和23年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者が勤務していたと主張する昭和23年に厚生年金保険被保険者資格を有する複数の者のうち連絡先が判明した4人に照会を行い、二人から回答を得たが、いずれの者も請求者を記憶しておらず、請求者の請求期間①における厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

請求期間②について、請求者は、C社D所にあった供給所(G店)に勤務していたとしているところ、請求者の元配偶者は、請求者と二人で昭和32年頃から生鮮食品の販売員として働いて

いた旨陳述しており、請求者が同所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、E社は、従業員名簿において、請求期間②当時に請求者が在籍した記録はなかった旨回答しており、請求者の請求期間②における勤務実態について確認することができない。

また、C社D所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間②に厚生年金保険被保険者資格を有する複数の者の一部で連絡先が判明した125人に照会を行ったところ、77人から回答があり、このうちの一人は請求者の当時の姓と同姓の夫婦が、供給所に勤務していたとしているものの、この者が請求者であるかどうかは分からないと回答している。

さらに、上述の照会で確認できた請求期間②当時の社会保険事務担当者は、「供給所はC社D所の直営店であったが、供給所内には貸店舗があり、個人商店（理髪店、時計店、衣類店等）の売店があった。供給所に勤務するC社の社員は、厚生年金保険に加入しているが、貸店舗の個人商店の方は厚生年金保険に加入していない。請求者のことは知らないが、供給所のH店2店舗のうちの1店舗に請求者夫婦が個人商店として魚類の販売をしていたと思う。」と回答している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。